

自営業を営んでいる家族を被扶養者にする場合の年間収入について

家族を被扶養者認定するには、主として被保険者によって生計を維持されていることを前提としています。自営業を営んでいる家族を被扶養者認定するための収入については、市区町村で交付した所得証明書では判断ができないため、確定申告書類等を提出いただき判断することとしています。

1. 年間収入の判断

- ① 被扶養者認定における年間収入については、事実が発生した日以降1年間に見込まれるすべての収入をいい、暦歴あるいは年度の収入によって期間を限定しているものではありません。
- ② 健康保険法において、被扶養者となれる要件は、原則として年間収入が130万円（60歳以上または障害年金の受給者は180万円）未満となっています。
- ③ 年間収入については、被扶養者となる人が給与所得者の場合は年間総収入（所得税、住民税社会保険料等を控除する前の額）となっており、必要経費は一切認めておりません。自営業者の場合は、売上（年間総収入）から必要経費を控除することが認められています。しかしながら、給与所得者との公平性を図るため、被扶養者認定において、自営業者は年間総収入から差し引く必要経費は所得税法上で認められている必要経費と異なり、「直接的必要経費（注）」に限られます。すなわち、被扶養者認定における年間収入は所得税法上の所得とは一致しません。

（注）直接的必要経費（年間総収入）から差し引くことができる経費とは、その費用なしには事業が成り立たない経費（例えば、製造業における原材料費、卸小売業における仕入代）であり、それ以外の経費（例えば、租税公課、広告宣伝費、接待交際費、福利厚生費、青色申告特別控除額）は年間総収入から差し引くことはできません。
- ④ 自営業の事業所が法人事業所であって、被扶養者となる人が当該法人事業所の代表者であるときは、健康保険と厚生年金保険の強制適用者に該当するため、被扶養者にはなれません。
- ⑤ 当健康保険組合における「直接的必要経費」については、別表のとおりとします。なお、別表に記載されていない経費については、事業内容等により判断します。

(別表) 直接的必要経費一覧表

科目	可否	備考
売上(仕入)原価	○	
地代家賃	△	1.事業所の所在地と自宅の住所が同一の場合は、事業所負担分と自宅負担分を確認するため直接的必要経費申告書を提出していただきます。事業所の所在地と自宅の住所が別の場合は直接的必要経費として認めます。 2.貸主が親族の場合は、経費としては認められません。
水道光熱費、通信費、修繕費、消耗品費、燃料費	△	地代家賃と同じであるが、事業内容による必要性を勘案して経費の可否を判断する。
給料賃金	×	給料賃金が計上されている場合は従業員の雇用があり、給与賃金(専従者給与を含む)の支払いがある場合は、経営者として従業員に対して社会的責任を果たすべき立場にあり、自らが被扶養者として援助を受ける立場になることが妥当であるとは判断いたしかねることから、認定の対象とはなりません。
租税公課、荷造運賃、旅費交通費、広告宣伝費、接待交際費、損害保険料、減価償却費、福利厚生費、外注工賃、利子割引料、貸倒金、研修費、加盟料、新聞図書費、会議費、支払手数料、諸会費、教材費、衣装・美容代、雑費、青色申告特別控除	×	

「○」・・・直接的必要経費と認められる経費。原則、資料は必要ないが、必要に応じて求める場合があります。

「△」・・・条件付きで直接的必要経費と認められる経費。必要に応じて「直接的必要経費申告書」を提出してください。

「×」・・・直接的必要経費として認められない経費。

2. 収入を証明するために提出が必要となる書類

「確定申告書」のコピーに加え、直接的必要経費を特定するため経費の内訳が確認できる「決算書」または「収支内訳書」のコピー及び必要に応じて「直接的必要経費申告書」を提出してください。

(注) 経費内訳に係る書類の提出ができない場合は認定の可否について適切な判断
ができませんので申請自体受付することはできません。

以 上

直接的必要経費申告書

令和 年 月 日

シナネン健康保険組合理事長 殿

記号		事業所 名称		被保険者名	印
番号					

被扶養者 _____ の収入状況確認に伴う、自営業者の直接的必要経費の内容を以下の通り、申告いたします。

(注) この申告書は、事業所の所在地と自宅の住所が同一の場合に、事業所負担分と自宅負担分を明確にできることにより、事業所負担分を「直接的必要経費」として年間総収入から控除するための申告書です。

● 直接的必要経費として申告する経費について

科目	金額 (円)			内容	認定可否 (健保使用欄)
	事業所負担分	自宅負担分	合計		
					可・否
					可・否
					可・否
					可・否
					可・否
					可・否
					可・否

※この申告書には、事業所負担分と自宅負担分を明らかにできる領収書等のコピーを添付してください。
(支払日、支払者、支払先、支払の内容が明確なもの)

なお、今後被扶養者の状況に変更があった際は、速やかに連絡します。また、本内容に相違があった場合は、遑って被扶養者資格を取消されても、異議申し立てません。

以上